



災害復興支援状況報告

災害復興支援委員会 副委員長 木口 充

1. 実態調査の実施

東日本大震災からもうすぐ1年を迎えようとしています。

この大震災ならびに福島原発事故によって、福島、宮城、岩手の3県だけを見ても、県外に避難をされている被災者の数は7万人を超えており、そのうち近畿2府4県に避難をされてきた方々は4,200名を超え、大阪府では1,500名近くになっています（東日本大震災復興対策本部2011年12月15日現在発表数値）。避難者の方々に対する大阪弁護士会災害復興支援委員会のこれまでの活動については、特集「あれから1年～そしてこれから」、特に「避難者に対する支援の取り組みと課題」をご覧ください。

その活動を通じ接点をもてた大阪府下に避難されている方のうち、連絡可能な約170名の方に対し、訪問、電話による実態調査を行なうことになりました。今後の立法・政策提言に繋げるべく、また、東京電力株式会社に対して損害賠償請求を未だなしえずどのように対処していいのか分からずに悩んでおられる方への助言を目的として2月下旬頃目処に開始いたします。

2. 原発賠償問題

こちらについても、特集「福島第1、第2原子力発電所事故による損害賠償」をあわせてお読み下さい。ここでは直近の動きをいくつか紹介します。

双葉町は、町民のために独自に予算を計上して町民が東京電力株式会社に損害賠償請求するにあたり、弁護士費用の一部（町民1人につき1万円）を負担することを議会決議しました。すでに各地の弁護士会は説明会や代理活動を始め、当委員会でも、関西圏に避難されている双葉町町民のために、関西弁護士会と協力して双葉町町民の方への説明、助言、代理活動を開始すべく準備中です。

1月17日には、原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）と各弁護士会との協議会が開かれました。申立て件数は2月には1,000件を越える見込みであるとの説明がなされておりました。また、大阪の避難者が申し立てた場合、電話会議等での対応が可能ではないかとの考えが示されました。大阪、近畿からも申立てが増加すれば引き続きの協議が必要と思われます。

昨年末の原発ADRへの第1号申立事件に関する和解仲介案に対し、東京電力は、和解案を拒絶したままです（2月6日現在）。今後、この第1号事件がどのように推移するのか、果たして原発ADRが適正に機能するのか、注目していく必要があります。

3. 個人版私的整理ガイドラインの運用改善

震災によるローン返済に苦しむ被災者を救済すべく、個人版私的整理ガイドラインが同運営委員会において策定され、すでに運用が始まっておりますが、利用件数の伸び悩み（1月20日時点で102件の申立て）をうけて、運用が改善されました。

同ガイドライン3（対象となる債務者）(1)には、「…東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を返済することができないこと又は近い将来において既往債務を返済することができないことが確実と見込まれること。」と規定されており、従来、「近い将来」とは6カ月以内との運用がなされておりました。ところが、仮設住宅に入居されている被災者で、収入が従来と変わらない場合、仮設入居期間中は家賃が発生しないことから、支出額が減少し、対象債務者の要件を満たさないとされてきました。

今般、その運用を改め、形式的な6カ月以内との運用基準を撤廃し、仮設住宅等入居者が仮設等入居期間中であっても、被災地地元の家賃状況等を勘案して住居費の支出はなされているものとして、収支状況を判断する扱いとされました。

また、ガイドライン7 弁済計画の内容〔2〕には、いわゆる清算型においては「…債務の減免を要請する場合には、当該債務者が第5項〔1〕による申出の時点において保有する全ての資産（破産法第34条第3項その他法令により破産財団に属しないとされる財産（いわゆる「自由財産」）及び同条第4項に基づく自由財産の拡張にかかる裁判所の実務運用にしたがい、通常、自由財産とされる財産を除く。）を処分・換価して…債権の額の割合に応じて弁済を行い…」と規定されています。つまり、自由財産を除いて処分・換価して按分弁済するというものです。

日弁連ニュース（ファックス）にもとりあげられていますように、今般、①自由財産たる現貯金の範囲を、法定の99万円を含めて合計500万円を目安として拡張する（ただし、例外的な事情がない限り500万円を上限とし、被災状況、生活状況などの個別事情により減額がありうる。）、②現貯金以外の法定の自由財産及び義援金等特別法による現貯金等の自由財産は、法律の定めにしたがい、①とは別の自由財産として扱う、③地震保険中に家財（差押禁止財産）部分がある場合は、状況によって柔軟に対応する、④①から③の財産が申立前にすでに弁済に宛てられていたとしても、巻き戻し（返還）はしない、と運用が改められました。

4. 1月以後の活動状況

(1) 弁護士会館での無料震災電話・面談相談

1月5日から2月3日までの間の電話相談は26件、来館相談は2件ありました。

また、開設当初からの合計相談は、電話相談は331件、来館相談は35件となっています。

やはり、東京電力に対する損害賠償請求に関する相談の比率が増していますが、生活保護に関する相談も寄せられています。

(2) 原発賠償説明会&なんでも相談会の実施

府下に避難されている方に対する支援をすすめるために、10月から行っている「原発賠償説明会&なんでも相談会」を引き続き実施しています。2月4日に堺市総合福祉会館にて、堺

市では2回目のこの会を実施しました。託児、アロママッサージの支援団体による協力を得て実施いたしました。

(3) 大阪弁護士会ニュースの発行

昨年6月から毎月発行してきた大阪弁護士会ニュースは8号を発行しました。

(4) 関係機関との連絡会設置に向けての協議会を、2月8日午後2時から大阪弁護士会館にて開催しました。大阪弁護士会災害復興支援委員会他、大阪府、大阪市を含む16団体から合計21名の参加でした。

(5) 原発問題連続学習会

1月16日、第7回原発問題連続学習会を行い、萬井隆令氏（龍谷大学名誉教授）と齊加尚代氏（毎日放送ディレクター）を招いて「原発労働問題」と題して講演をいただきました。毎日放送で放映された何重もの下請け構造になっている実体、放射線管理のあいまいさが報告され、会場には、市民の方も多く参加されており、質疑応答が活発に行われ、関心の高さがうかがわれました。

今後の原発問題連続学習会は、以下のとおりの予定です。

第8回「自然エネルギーの可能性」

2月14日（火）午後6時30分～（受付開始午後6時）
講師：山下紀明氏（環境エネルギー政策研究所主任研究員）

第9回「脱原発依存社会への課題」

3月9日（金）午後6時30分～（受付開始午後6時）
講師：植田和弘氏（京都大学大学院経済学研究科
及び同大学地球環境学学術教授）
千葉恒久弁護士（東京弁護士会）

第10回「マス・メディアが報道しない原発事故」

4月28日（土）午後1時30分～（受付開始午後1時）
講師：上杉隆氏（元ジャーナリスト、自由報道協会代表）
おしどり氏（夫婦音曲漫才師、自由報道協会理事）